

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末手当について、規程により得た額に内閣府独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、「本給の月額に100分の20から30の範囲内で定めた率を乗じて得た額」を増額または減額することができるものとする。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	改定なし	}
理事		改定なし	
理事(非常勤)		該当者なし	
監事		改定なし	
監事(非常勤)		日額支給から月額支給に変更した。	

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	17,600	17,600	0	0 ()			
A理事	22,000	9,936	3,722	8,342 (特別調整手当)			
A監事	5,989	4,970	1,019	62 (通勤手当)	H21.9.1		*
B監事(非常勤)	1,695	1,695		()			
C監事(非常勤)	701	701		()		H21.8.31	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:「特別調整手当」とは、国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等に係る経験、職務の困難度、実績等を勘案して特に必要を認める場合に支給されるものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	該当者なし						
理事A	1,995	1	7	H19.4.13	0.9	在職期間中の業績が考慮され、内閣府独立行政法人評価委員会において左記のとおり決定された。	*
監事	該当者なし						

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努めるとともに、業務の充実、多様化に備え、柔軟で機動的な人員配置を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

中期計画に定める人件費策定ルールにより算出される総額を踏まえつつ、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように努める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給に当たっての俸給号俸調整又は特別昇給

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給	定期昇給は2号俸を標準として、勤務成績等に応じて0-4号俸昇給させる。業務上特に功績のあったときは、さらに1-2号俸昇給させる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の制度に倣った人事評価制度を導入し、業績評価が透明性及び公正性を持って行われるようにした。

昇給は、前記の評価に基づき決定されるものとした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

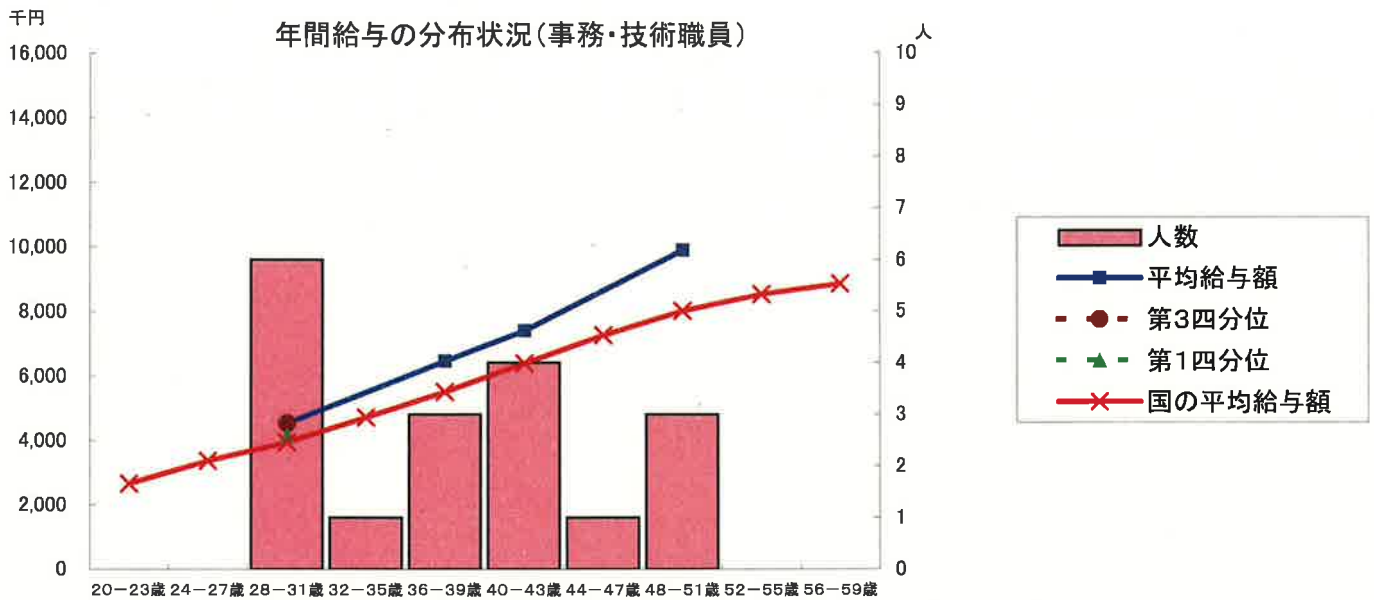
区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	18	38.4	7,029	5,130	80	1,899
事務・技術	18	38.4	7,029	5,130	80	1,899

区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
任期付職員	120	38.1	6,750	6,750	66	0
事務・技術	53	36.6	5,011	5,011	72	0
研究職種	67	39.2	8,126	8,126	61	0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、再任用職員、非常勤職員の区分は該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:「28歳-31歳」以外の年齢階層において、該当者が4人以下なので、第1・第3分位を表示していない。

注3:グラフにおける「32-35歳」「44-47歳」は、2人以下なので、個人に関する情報が特定される恐れがあることから、平均給与額を示す点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
		歳	千円	千円	千円
課長	5	43.5	7,807	9,575	12,613
課長補佐	3	36.2		6,000	
係長	3	40.2		6,564	
主任	2	-		7,856	
係員	5	32.7	4,217	4,759	5,426

注1:該当者が3人以下の第1分位・第3分位は、個人に関する情報が特定される恐れがあることから、記載していない。

注2:表における主任は、2人以下なので、個人に関する情報が特定される恐れがあることから、平均年齢を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 課長補佐	課長補佐 係長	係員		
人員 (割合)	18	6 (33.3%)	5 (27.8%)	7 (38.9%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		49～31	40～29	41～30		
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 9,526～ 4,214	千円 6,485～ 3,148	千円 4,211～ 3,036	千円	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 13,630～ 5,659	千円 8,770～ 4,173	千円 5,729～ 4,133	千円	千円

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 100	% 100	% 100
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 100	% 100	% 100
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

122.8

対他法人(事務・技術職員)

115.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容										
指数の状況	<table border="1"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>122.8</td> </tr> <tr> <td>参考</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>134.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>118.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>133.3</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	対国家公務員	122.8	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>134.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>118.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>133.3</td> </tr> </table>	地域勘案	134.0	学歴勘案	118.8	地域・学歴勘案	133.3
対国家公務員	122.8										
参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>134.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>118.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>133.3</td> </tr> </table>	地域勘案	134.0	学歴勘案	118.8	地域・学歴勘案	133.3				
地域勘案	134.0										
学歴勘案	118.8										
地域・学歴勘案	133.3										
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>1. 本機構は、大学院大学の設置準備を主たる目的とし、大学院大学が設置された時には解散することとされている過渡的な組織であることから、組織のスリム化等を図るため、平成17年の設置以来、任期付職員(年俸制)及び派遣職員の活用に努めてきた。</p> <p>一方、国家公務員等との給与水準の比較指標の算定対象となる定年制職員(月給制)については、事務・技術職員の25.4%(71人中18人)(平成21年度)に抑制し、基幹となる職員を中心に充ててきた。</p> <p>このため、それに占める管理職の割合が、国家公務員の管理職割合を大きく上回っており、指数が高くなる傾向がある(本機構の定年制職員に占める管理職の割合:50%(国家公務員:概ね14.3%程度)。</p> <p>2. また、本機構は、主任研究者の半数以上を外国人が占めるなど、高度に国際的な環境の下で、平成24年度の大学院大学の開学に向けて着実に業務を遂行する体制を早期に整えることが求められてきた。このため、事務職員の採用に当たっては、民間企業等に勤務する実務経験があり、英語能力や国際的水準の専門能力を有する即戦力となる職員を中心に採用を行い、能力主義の下、年齢にとらわれず配置してきた。こうした職員を採用するためには、一定水準の雇用条件を提示することが必要である。</p> <p>(参考)事務職員(月給制)に占める民間等出身者(国/独法出身者以外) 17人 修士以上8人、一級建築士1人、英語能力 ネイティブレベル2人、ビジネスレベル8人</p> <p>3. なお、定年制職員数の採用を拡大する中で、給与水準の抑制に努めた結果、指標は大幅に低下してきたところである(対国家公務員の指数は、平成18年度の145.3に比べ、22.5ポイント低下)。</p>										
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.5% (国からの財政支出額 11,229百万円、支出予算の総額 11,284百万円:平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 給与水準は国家公務員の水準を上回っているが、業務拡大による人員増の中、給与水準の低下に努めている。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)</p> <p>【検証結果】</p>										
支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合	13.9%										
講ずる措置	<p>管理者の割合:9人 50%、大卒者以上の高学歴者の割合:94.4%</p> <p>平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は、これまででは、年齢勘案125.1、年齢・地域・学歴勘案133.5を目標値としており、1年前倒して目標を達成したことになる。</p> <p>本機構においては、大学院大学の設置に向けた業務の拡大に伴い新規採用を行う中で、給与水準の低下が進んでいるところである。</p> <p>今後も、派遣職員や任期制(年俸制)及びパート職員の活用による組織のスリム化やERP(統合業務システム)その他の経営管理ツールの導入による業務運営の効率化に引き続き取り組む。さらに必要に応じて俸給表や諸手当の見直しを進めること等により、引き続き、給与水準の適正化に努めることとしている。</p>										

注1:研究職員・病院医師は、該当者がいないため省略した。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成〇年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,388,995	千円 1,185,039	千円 (%) 203,956 (17.2)	千円 (%) 1,142,993 (464.6)
退職手当支給額 (B)	千円 3,221	千円 2,822	千円 (%) 399 (14.1)	千円 (%) 2,951 (1,092.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 20,802	千円 11,549	千円 (%) 9,253 (80.1)	千円 (%) 17,091 (460.5)
福利厚生費 (D)	千円 160,515	千円 143,667	千円 (%) 16,848 (11.7)	千円 (%) 133,547 (495.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,573,533	千円 1,343,077	千円 (%) 230,456 (17.1)	千円 (%) 1,296,582 (468.1)

総人件費について参考となる事項

「本機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係閣僚申し合わせにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、総人件費改革の削減対象法人とはされていない。」

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。